

2024年8月1日
一般社団法人日本クレジット協会

会員資格の喪失について

下記の事業者は、定款第10条第1項第3号の規定により会員資格を喪失しましたので、定款第10条第4項の規定に基づき公表いたします。

1. 対象事業者

オーバーシーズ株式会社

2. 資格喪失日

2024年8月1日

3. 会員資格喪失事由

関東経済産業局により、2024年8月1日付けで割賦販売法第35条の17の11第2項第1号に基づきクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録が取り消されたことから、定款第10条第1項第3号の規定に該当することとなったため。

以上